

最高裁判所 契約監視委員会 議事概要

開催日及び場所	令和4年7月15日(金) 最高裁判所小会議室
委員	委員長 野澤正充(立教大学法学部教授) 委員 山内久光(弁護士) 委員 佐々木伸(元会社員)
対象期間	令和3年10月1日～令和4年4月1日
契約の現状等の説明	令和3年度下半期における契約状況について
個別審議案件 (5件)	契約件名: 複合機の交換及び保守 契約金額: 648,185,164円 契約締結日: 令和3年11月25日 契約方式: 一般競争入札 契約庁: 最高裁判所
	契約件名: 蔵書棚等の購入 契約金額: 3,966,600円 契約締結日: 令和4年2月15日 契約方式: 一般競争入札 契約庁: 最高裁判所
	契約件名: 令和2年度(第74期)司法修習生考試事務の業務委託契約 契約金額: 47,300,000円 契約締結日: 令和3年10月27日 契約方式: 一般競争入札 契約庁: 最高裁判所
	契約件名: 裁判員等の電話カウンセリング等委託業務 契約金額: 1,970,267円 契約締結日: 令和4年4月1日 契約方式: 一般競争入札 契約庁: 最高裁判所
	契約件名: 裁判所職員用ポータルサイトのアプリケーション保守等 契約金額: 20,017,800円 契約締結日: 令和4年4月1日 契約方式: 一般競争入札 契約庁: 最高裁判所
委員からの意見・質問、それに対する	別紙のとおり

る回答等	
次回抽出委員の指定	野澤委員長を次回委員会における審議案件抽出委員に指定
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし
その他	今回も前回同様、新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、オンライン会議による開催とした。 次回委員会の開催日は、追って日程調整する旨、確認した。 なお、開催方法については、言及していない。

(別紙)

意見・質問	回答等
<p>個別審議案件</p> <p>(1) <u>複合機の交換及び保守</u></p> <p>(問) 参考見積価格と入札価格に大きな乖離があるが、裁判所としてはどのように解釈しているのか。参考見積額と入札額の差が大きいため、疑問が生じてくる。また、金額の乖離につき、落札業者が新規参入するために利幅を小さくして取りに行ったとも考えられる。</p> <p>(問) 落札業者の戦略はそのとおりだろうが、参考見積額との乖離が大きいが腑に落ちないところである。毎年類似の調達を行っているのならば、来年度以降の調達に課題として繋げていくことが必要ではないか。</p> <p>(2) <u>蔵書棚等の購入</u></p> <p>(問) 蔵書が増えると、棚を増設しなければならぬという課題はあると思う。しかし、今回の案件は特殊なケースではないように思える。金額がそこまで大きくないことが一者入札の要因になっているのか。</p> <p>(意見) 仕様が特殊で他に競争業者がないような場合は、通常、一者入札になりやすい。今回の場合は、仕様が特殊ではないのに、一者入札となっている理由を検討してもいいのではないか。</p>	<p>(答) 参考見積額は定価に近い価格であり、入札価格については社内で検討の上、決定したのではないかと思われる。</p> <p>(答) 複合機については予算の平準化も踏まえ、複数年に分けて計画的に調達しているところである。参考見積のあり方については、業者との交渉も含めて引き続き検討していきたい。</p> <p>(答) その可能性はあるかもしれない。</p>

(問) これまでの調達でも同様のものを設置しているのか。

(意見) 9者が入札説明書を受け取っているのので、もう少し入札に参加してもいいと思われる。業者と会話を重ねる等、複数の入札を担保するよう心掛けてほしい。

(問) 棚の種類が異なっていると統一感がなくなってしまう。同じ種類の棚を調達しようとするときある程度は業者が限られてしまうのではないか。

**(3) 令和2年度(第74期)司法修習生考
試事務の業務委託契約**

(意見) 本件のような契約では、仕様を緩和してまで新規業者を開拓することが妥当なのか疑問がある。国家試験として特に厳正さが求められている中、事務的なミスは絶対に避けなければならない。条件を緩和することには異論がある。安易に随意契約とすることは難しいとしても、なるべく仕様を緩和せず、厳正さを確保した上で、新規業者の獲得を検討できないものか。

(問) 予定価格はどのように算定しているのか。

(意見) 1者入札ではあるが、落札率に不自然さはない。今後も価格の相当性をどのように担保していくかが問題である。

(答) そうである。

(答) 今回の調達で参考品として挙げたものは、前回購入したものであり、業者もそれを前提に入札を検討したのかもしれない。入札に参加しやすいメーカー品がないかどうか調べてみたい。

(答) 技術審査に合格した業者から参考見積書を取り、積算資料やウェブサイト等で積算した金額と比較して予定価格を算定している。

(意見) 技術審査要件では、800人以上が受験する試験会場の運營業務が求められている。しかし、800人以上の受験会場は大学試験でもあまりないし、コロナ禍ではなかなか800人は想定しがたい。理念を持ちながら、緩和できるところは緩和しつつ、試験の厳格さを維持してほしい。

(4) 裁判員等の電話カウンセリング等委託業務

(問) カウンセリング等の利用者はどれくらいいるのか。

(答) 令和2年度では、電話のカウンセリングが12件、対面のカウンセリングが0件であった。

(問) この件数だと各年度の利用者数にばらつきがあるのではないか。

(答) 制度開始当初は、比較的用户が多かったものの、その後は、ご指摘のとおりばらつきがある。

(意見) 従前の業者がアプリを導入し、仕様に合わなくなったため入札を辞退したとの説明があった。この点、裁判員全てがアプリを利用できるとは限らないため、簡単に条件を緩和するわけにはいかないと思うので、判断が難しいところだと思う。

(問) 実際に実施したカウンセリング等の件数にかかわらず、入札金額での契約となるのか。

(答) そのとおりである。

(意見) 世の中の流れとしてはアプリを導入する業者は増えていくと思われるので、アプリの検討も並行して行ったほうがよいのではないか。

(意見) 裁判員へのカウンセリング等は、制度維持のためには重要な業務である。今後も、裁判員をいろいろな形で

<p>フォローしていかないと制度が立ち行かなくなると思う。</p> <p>(意見) 17者が入札説明書を受領して、そのうちの1者しか入札に参加しなかったということは、条件が厳しかったのではないか。</p> <p>(意見) 利用者は少ないが、こういった制度が整っているということが大事なだろうと思う。</p> <p>(意見) 裁判所が各都道府県のクリニックと直接契約することはできないか。一者との契約とするから難しいのではないか。</p> <p>(5) <u>裁判所職員用ポータルサイトのアプリケーション保守等</u></p> <p>(問) 入札価格は、市場価格調査の参考見積と比較すると、工数はそのまま、単価が相当下がっていたのか。</p> <p>(問) 単価が下がったところに不合理な点はないということか。</p> <p>(意見) 契約内容の履行に問題がなければ、当然、入札価格は低い方がよい。本件は、結果として問題ないのではないか。</p>	<p>(答) そのとおりである。</p> <p>(答) 適切に競争が働いた結果と考えられる。</p>
---	--